

袋井市設計変更ガイドライン

令和3年4月

袋 井 市

目 次

I 設計変更ガイドライン

1	策定の背景	1
2	用語の定義	3
3	設計変更が適切に実施されるためには	4
4	設計変更の手続き（全般）	5
5	設計変更の手続き（約款第 18 条関係）	6
6	設計変更が不可能なケース	7
7	設計変更が可能なケース	8
8	設計変更に関わる資料の作成	17
9	関連事項	19
10	条件明示について	21
11	設計図書の照査について	23

II 工事一時中止ガイドライン

1	工事一時中止ガイドラインの運用	25
2	工事の一時中止に係る基本フロー	26
3	発注者の中止指示義務	27
4	工事の中止	28
5	中止の指示・通知	29
6	基本計画書の作成	30
7	請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	31
8	増加費用の考え方	32
9	増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い	34

III 参考資料

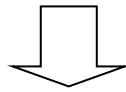
参考資料	35
------	----

I 設計変更ガイドライン

1 策定の背景

(1) 建設工事の特徴

建設工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物が、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その**前提条件を明示することにより、設計変更の円滑化を図る必要がある。**

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は

設計積算に当たって、平成28年3月18日付け建技第521号「建設工事における施工条件明示について」の一部改正について（通知）」に記載されている工事内容に係る項目については、「10 条件明示」を参考に条件明示するよう努めること。



受注者は

工事の着手に当たって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

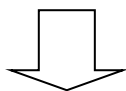
(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結**」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合については、**現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り**、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにもかかわらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について、十分理解しておく必要がある。**



**「袋井市設計変更ガイドライン（土木工事編）」
の策定**

2 用語の定義

用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

(1) 設計図書

設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、契約書及び設計図書が「契約図書」である。（袋井市建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第1条

(2) 設計変更

設計変更とは、約款に基づき、現設計（設計図書）を変更又は訂正することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容を、あらかじめ受注者に指示することを含む。

(3) 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

(4) 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

(5) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

(6) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。なお、口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者が指示内容等を確認する。

(7) 協議

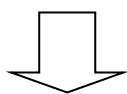
協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

3 設計変更が適切に実施されるためには

設計変更が適切に実施されるためには

(発注者)

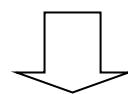
工事発注段階では、**条件明示を徹底**する。
施工段階では、指示・協議は**書面にて約款第18条第3項**により、調査の終了後14日以内に回答する。



- ・ 積算前の現地調査
- ・ 「施工条件明示事項」の活用
- ・ ワンデーレスポンスの活用
- ・ 一時中止の適正な運用
- ・ 工事監理連絡会の開催要請

(受注者)

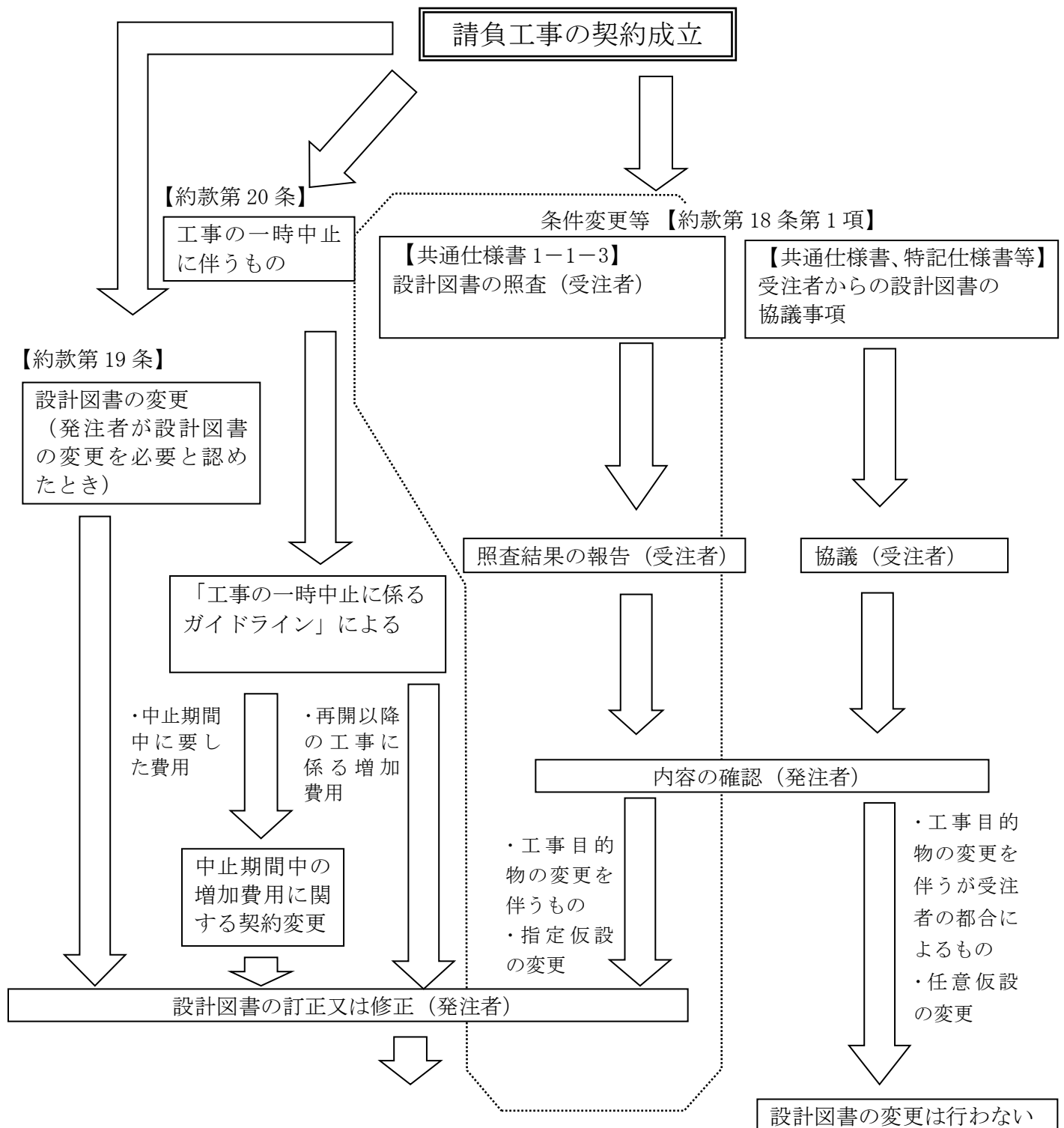
工事着手に当たって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに**約款第18条第1項**により監督員に確認を請求し、**書面にて回答を得てから**施工を行う。施工途中も同様。



- ・ 設計図書の照査要領の活用
- ・ 工程を考慮した早い段階での確認の請求
- ・ 工事監理連絡会の開催要請

4 設計変更の手続き（全般）

内は、5 設計変更の手続きを参照



- ★発注者は設計変更内容を指示し、概算金額及び延長必要日数を受注者と協議し、軽微な設計変更（※）である場合は、工事完了までに契約変更を行う。
- ★それ以外は、契約変更の手続きをその都度行う。

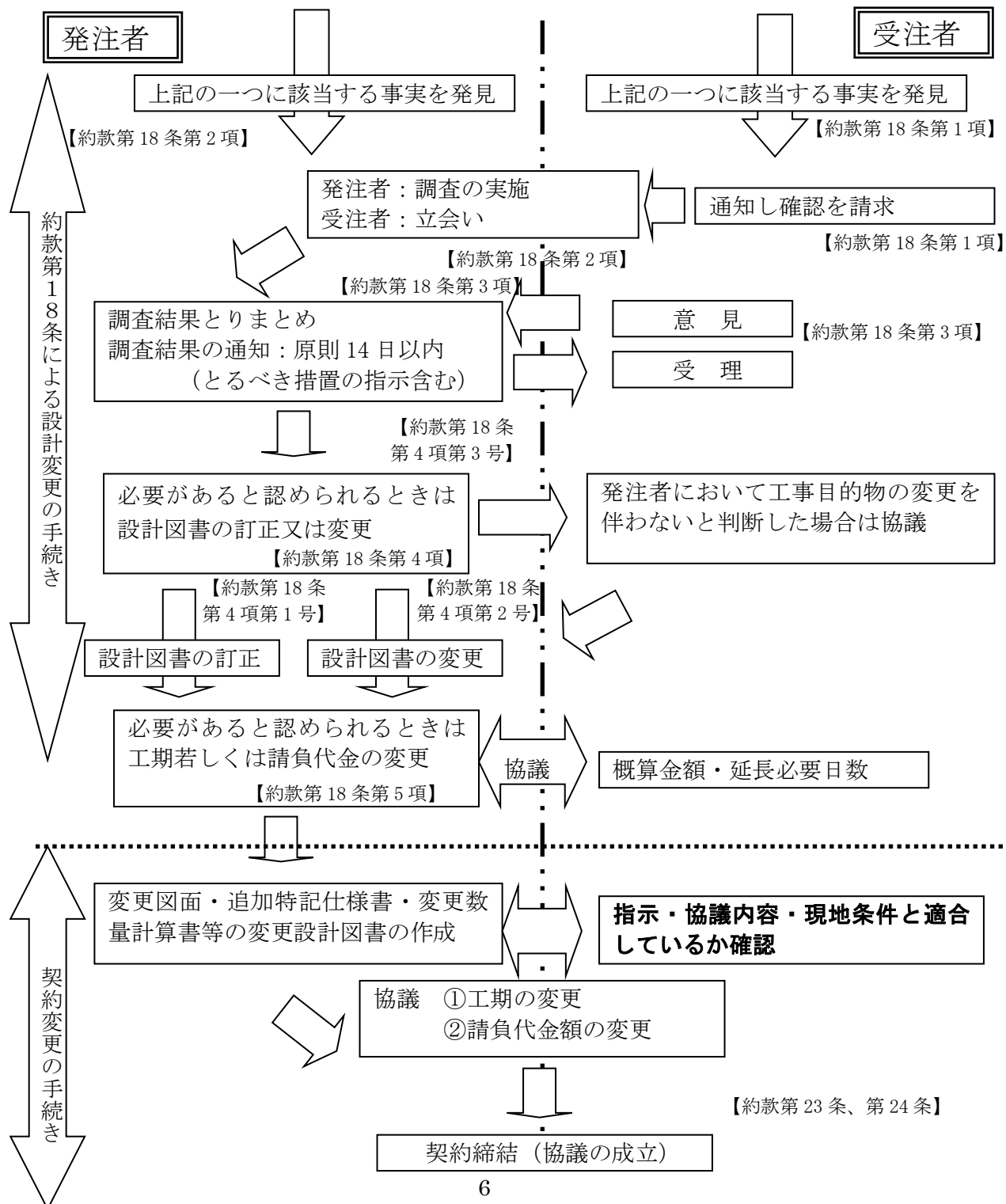
※軽微な設計変更とは（建設工事設計変更事務処理要領第 6 条の 2）

構造、工法、位置、断面、取合等の変更で重要でないもの、

変更見込金額の合計額が請負代金の 10 パーセント以内で、500 万円を超えないものをいう。

5 設計変更の手続き（約款第18条関係）

- ① 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
 - ② 設計図書に誤謬、脱漏があること。
 - ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
 - ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について、予想することのできない特別な状態が生じたこと。
- 【第18条第1項】



6 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。（ただし、約款第 26 条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない。）

1 契約図書に条件明示のない事項において、**発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工**した場合

対応例) 受注者は約款第 18 条第 1 項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める。

2 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答のない時点で施工を実施**した場合

対応例) 協議の回答は、契約書により発注者が約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内にすることとなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては、各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

3 **「承諾」で施工**した場合

対応例) 承諾とは、受注者が、自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。設計図書と現場の不一致や条件明示のない事項等については、約款第 18 条による協議をすることが必要であり、安易に承諾による施工を認めることは避けるべきである。

4 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合**（約款第 18 条～第 24 条、共通仕様書 1-1-13～1-1-15）

対応例) 発注者及び受注者は、協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など、所定の手続きを行う。

5 **正式な（指示・協議等）書面によらない事項**（口頭のみ指示・協議等）の場合

対応例) 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は、書面による指示・協議等の回答を得るまで施工しない。

6 総合評価落札方式により契約された業務において、**技術提案により追加作業が生じた場合**

対応例) 総合評価落札方式における技術提案は、契約の前提として示され評価されたものであるため、受注者の責により必ず施工されるべきものである。このため、提案内容を反映させるための設計変更は行わない。（ただし、技術提案に係る施工の範囲内において、設計図書等示す条件が実際と一致しないなど、受注者の責に帰することができない要件が発生した場合を除く。）

7 設計変更が可能なケース

【基本事項】

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- 1 条件明示の有無にかかわらず、**当初発注時点で予期し得なかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要）
- 2 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手ができない場合**
- 3 **所定の手続き（「協議」等）を行い、発注者が指示したもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合がある）**
- 4 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合
- 5 受注者の責によらない工期の延期、短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき

【留意事項】

設計変更に当たっては、下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- 1 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で設計変更「協議」に当たる。
- 2 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第 19 条に基づき書面で行う
- 3 設計変更は、その必要が生じた都度、指示書により行う。ただし、当該設計変更の内容を着手前までに変更契約できる場合は、指示書を必要としない。（設計変更事務処理要領 4）
- 4 発注者は、**指示内容が予算の範囲内の業務であることを確認の上、指示書へ業務内容を記載するとともに、延長日数、概算金額を記載する**。ただし、概算金額の記載に当たっては、以下の事項を条件とする。
 - ① 受注者からの協議による変更の場合、受注者は、協議書を提出する。積算基準に定めのない工種の場合は、必要に応じ見積書を添付する。発注者は、協議書の内容で施工を指示する場合は、指示書を発出することのほか、協議書の「承諾」をもって指示書に代えることもできるが、この場合においても、発注者は、**協議書に設計変更の対象の適否、延長日数及び概算金額について記載し、受発注者間での合意を得ることとする**。
 - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合、発注者は、指示書に**業務内容、延長日数及び概算金額を指示書に記載**する。緊急を要する指示等のため、概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期を記載することとする。
 - ③ 記載する延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の工期及び変更契約額を拘束するものではない。
 - ④ 受発注者間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

【指示書記載例】

指示書の記載例は、以下のとおりである。

	総括監督員	主任監督員	担当監督員
回 議			

起案用

建設工事監督要領 様式-1(第5条関係)

工事番号		指示・承諾・協議・提出・報告書					
建設工事名	令和 2 年度 市役所前道路拡幅工事	請負代金額	18,000,000 円				
建設工事箇所	袋井市 新屋 地内	着手 年月日	令和 2 年 7 月 7 日				
		完成 年月日	令和 2 年 12 月 10 日				
下記のように 指示、承諾、協議、提出、報告 する。 願いたい。 令和 2 年 8 月 10 日		契約担当者 監督員 受注者 現場代理人	袋井 太郎 印				
乗り入れ口の変更に伴い、別添図面の通り指示する。 LA-1 L=50m→L=80m							
<table border="1"> <tr> <td>金額の変更</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>変更概算金額</td> <td>1,000,000 円 増額 (16.7 %)</td> </tr> </table>				金額の変更	有	変更概算金額	1,000,000 円 増額 (16.7 %)
金額の変更	有						
変更概算金額	1,000,000 円 増額 (16.7 %)						
※この変更指示による金額変更は行わないものとする							
上記について 承諾する。 受理する。 令和 年 月 日		契約担当者 監督員 受注者 現場代理人	○○建設株 建設 二郎 印				

注1.不要な文字はーで消すこと。

【協議書記載例】

協議書の記載例は、以下のとおりである。

	総括監督員	主任監督員	担当監督員
回 議			

起案用

建設工事監督要領 様式-1(第5条関係)

工事番号										指示・承諾・協議・提出・報告書											
建設工事名		令和 2 年度 市役所前道路拡幅工事										請負代金額		18,000,000 円							
建設工事箇所		袋井市 新屋 地内										着手 年月日		令和 2 年 7 月 7 日							
												完成 年月日		令和 2 年 12 月 10 日							
下記のように 指示、承諾、協議、提出、報告 する。 願いたい。 令和 2 年 8 月 10 日												契約担当者 監督員 受注者 現場代理人		○○建設㈱ 建設 二郎 印							
乗り入れ口の変更に伴い、別添図面の通り協議する。 LA-1 L=50m→L=80m 延長日数 10日 変更概算額 下記のとおり																					
												金額の変更 有 変更概算金額 1,000,000 円 増額 (5.6 %)									
※この変更指示による金額変更は行うものとする																					
上記について 承諾する。 受理する。 令和 年 月 日												契約担当者 監督員 受注者 現場代理人		袋井 太郎 印							

注1.不要な文字はーで消すこと。

【設計変更に伴う適切な措置】

「設計変更に伴う適正な措置」

◎背景

◆軽微な設計変更は、指示書により処理



指示書の積み重ねによる金額の開きが発生

◆受発注者が対等な立場であるとの再認識

◎目的

◇発注者の責務

◇契約の片務性の排除

◇適正な利益の確保

◇下請企業へのしわ寄せの排除

◎措置内容

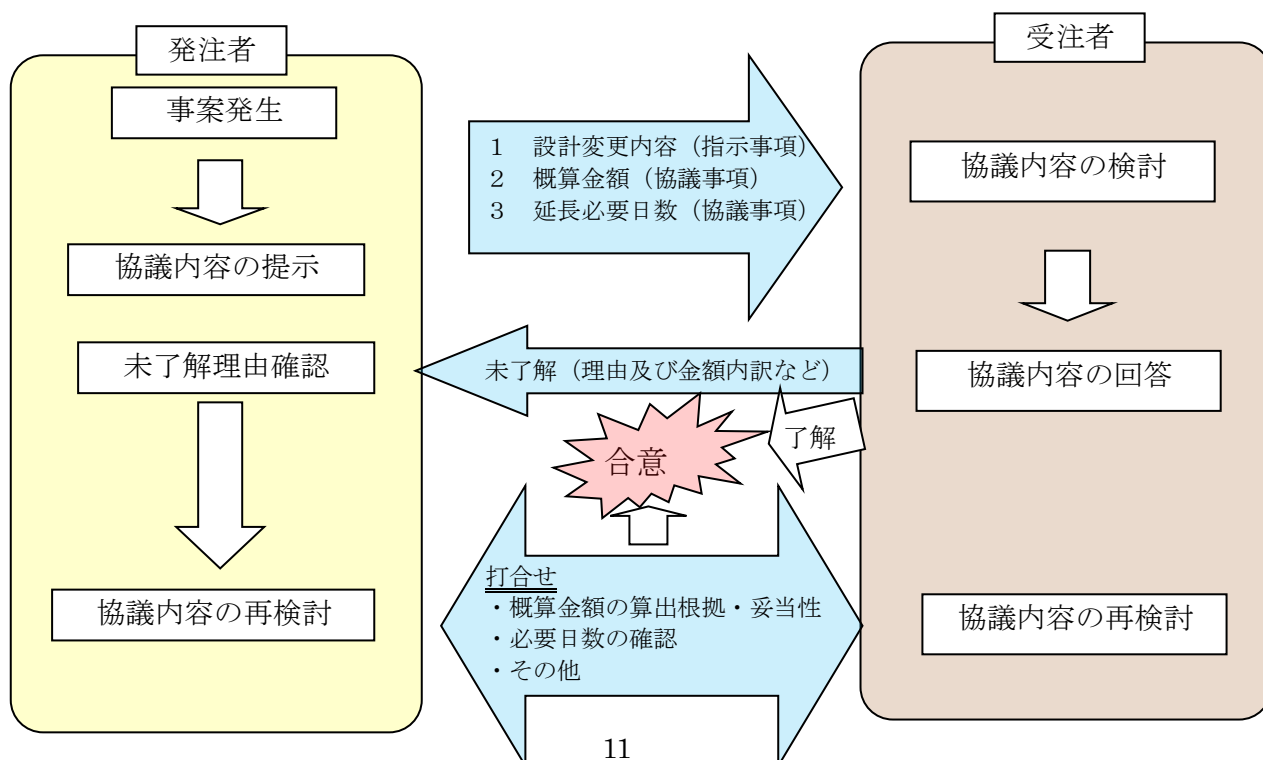
協議書に下記を記載し、受注者と協議を行い合意形成を得る。

- 1 設計変更内容（指示事項）
- 2 概算金額（協議事項）
- 3 延長日数（協議事項）

◎期待される効果

- ① 契約変更手続きの円滑化
- ② 透明性、公平性の向上
- ③ 受注者の変更に係る下請契約変更の適正化
- ④ 受発注者対等意識の向上

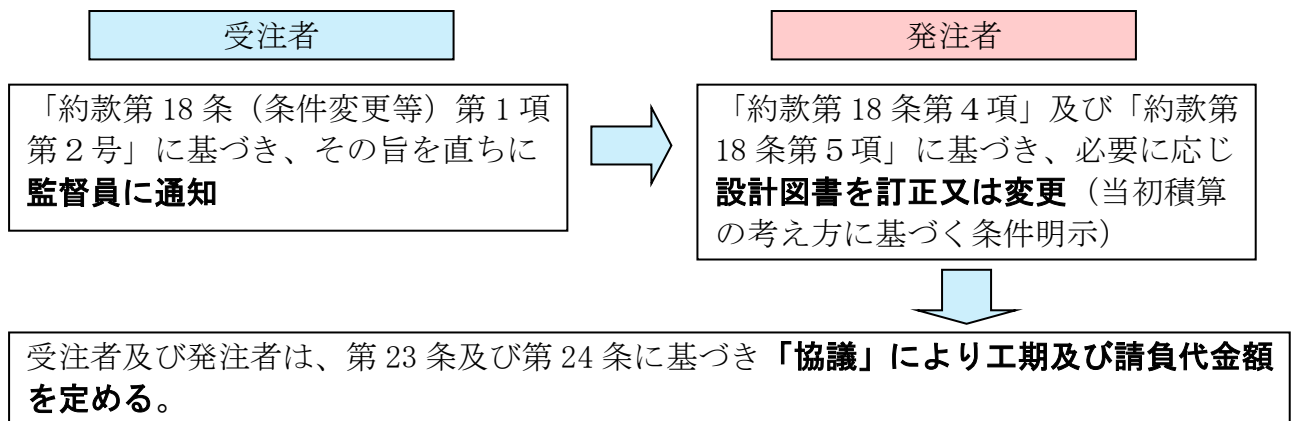
協議による合意形成の流れ



(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 2 号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが誤りである場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、受注者は、設計図書に脱漏がある場合には、受注者は、自らの判断により施工を継続することなく、発注者に確認して、脱漏部分を修正の上施工すべきである。



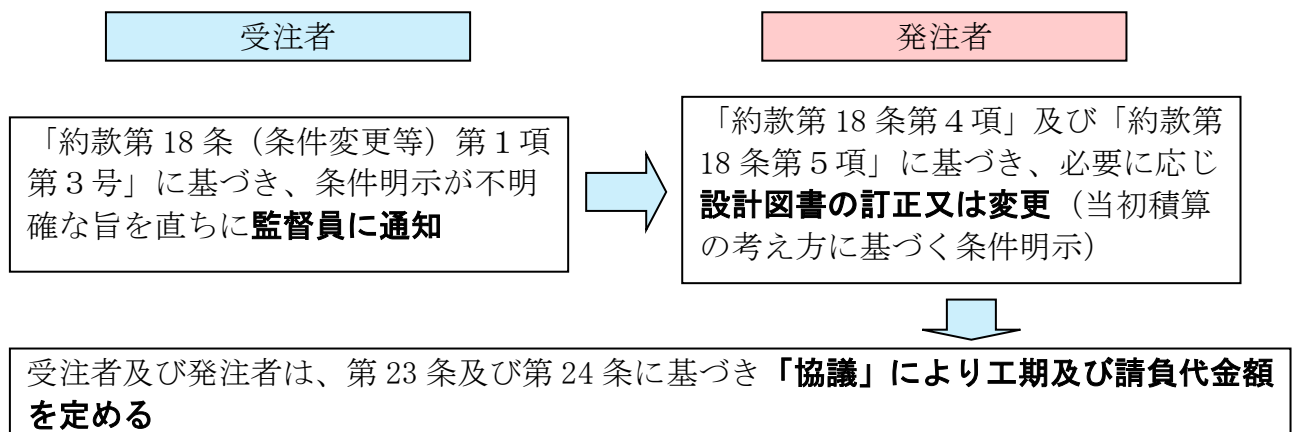
例)

- ア 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ 条件明示する必要があるにもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ 条件明示する必要があるにもかかわらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 3 号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



例)

- ア 土質柱状図は示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 4 号) <設計変更可能なケース>

○自然的な条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無が挙げられる。また、人為的な施工条件とは、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

受注者

発注者

「約款第 18 条（条件変更等）第 1 項第 4 号」に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件が一致しない旨を直ちに**監督員に通知**



調査の結果、その事実が確認された場合、**発注者は「約款第 18 条第 4 項」及び「約款第 18 条第 5 項」に基づき、必要に応じ設計図書の訂正又は変更**



受注者及び発注者は、第 23 条及び第 24 条に基づき「**協議**」により**工期及び請負代金額を定める**

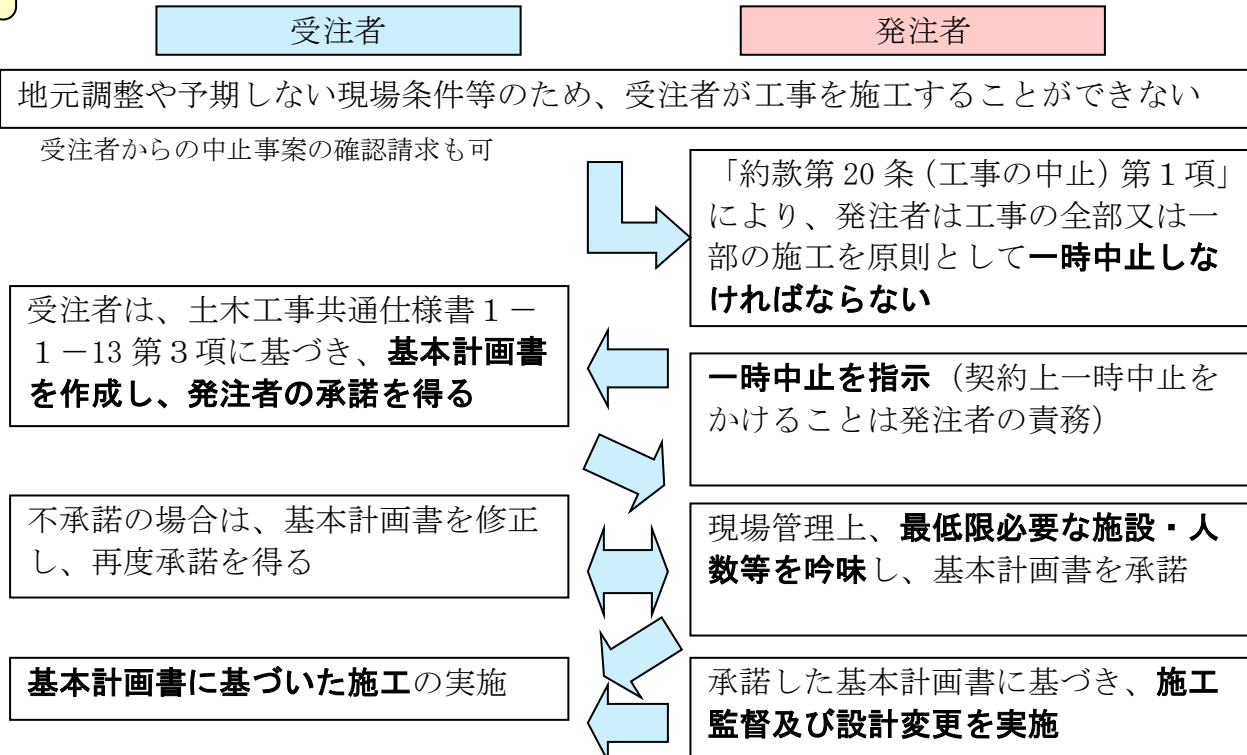
例)

- ア 設計図書に明示された土質が、現地条件と一致しない場合
- イ 設計図書に明示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- ウ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が、現地の規制と一致しない場合
- エ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- オ その他、新たな制約等が発生した場合

(4) 工事中止の場合の手続き

(約款第 20 条) <設計変更可能なケース>

○受注者の責に帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き



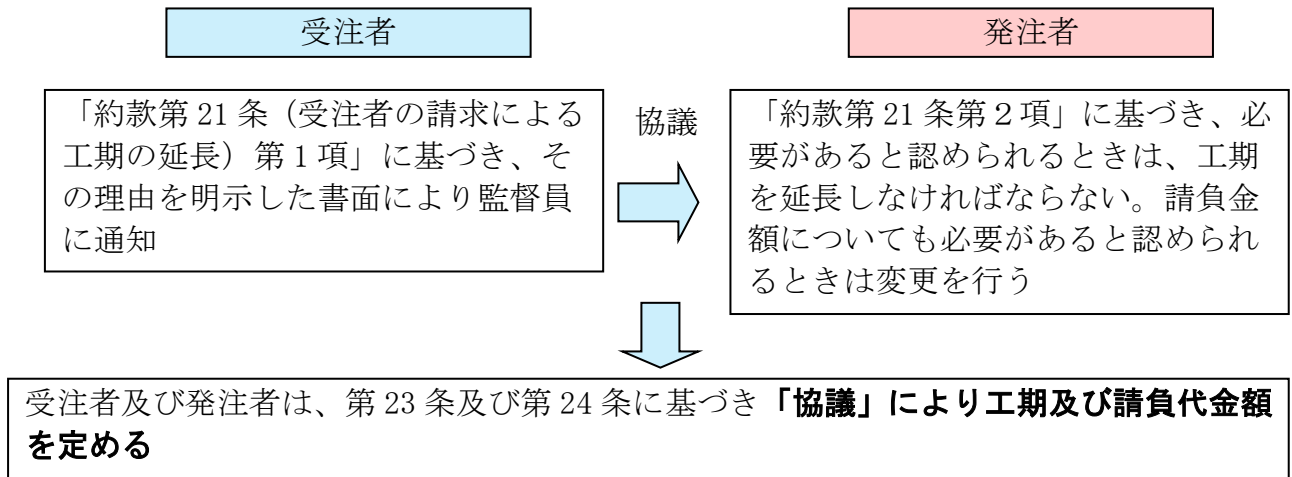
例)

- ア 設計図書に定められた工事着手時期までに、受注者の責によらず施工できない場合
- イ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ 受注者の責によらない何かのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- オ 詳細設計の未了により、設計図書に定められた期日までに施工できない場合
- カ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- キ 工事用地の確保ができない等のため、工事を施工できない場合
- ク 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ケ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(5) 受注者の請求による工期の延長

(約款第 21 条) <設計変更可能なケース>

○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に完成することができない場合は、その理由を明示した書面を発注者に提出し、工期延長変更を請求することができる



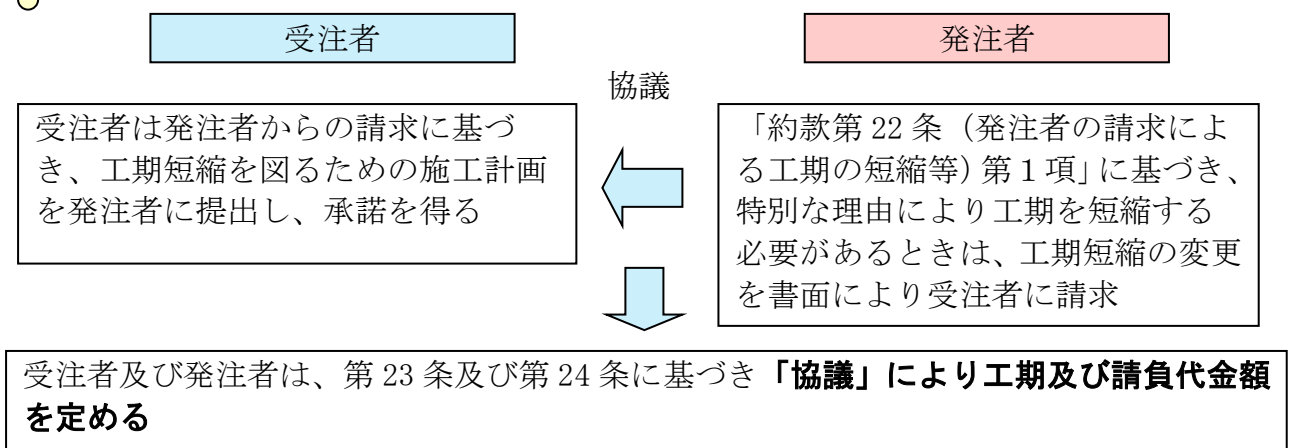
例)

- ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ 設計図書に示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

(6) 発注者の請求による工期の短縮

(約款第 22 条) <設計変更可能なケース>

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる



例)

- ア 工事一時中止に加え、工種が追加されるなど、本来であれば工期延長が必要なところ、工期を当初契約の工期のままとする場合
- イ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(7)「設計照査の範囲」を超えるもの

＜設計変更可能なケース＞

- ① 現地測量の結果、**横断図を新たに作成**する必要があるもの。又は、**縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成**が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑤ 軟弱地盤における盛土の載荷高さが変更となり、**地盤の安定計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。)
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑧ 試験杭を施工した結果、基礎杭の杭長、杭径等が変更となり、**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑨ 土留め等の構造計算で現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との**対比設計**
- ⑪ **設計根拠まで遡る見直し、必要となる工費の算出**。
- ⑫ **舗装修繕工事の縦横断設計**。(当初の設計書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、土木工事共通仕様書「17-4-3 路面切削工」「17-4-6 オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

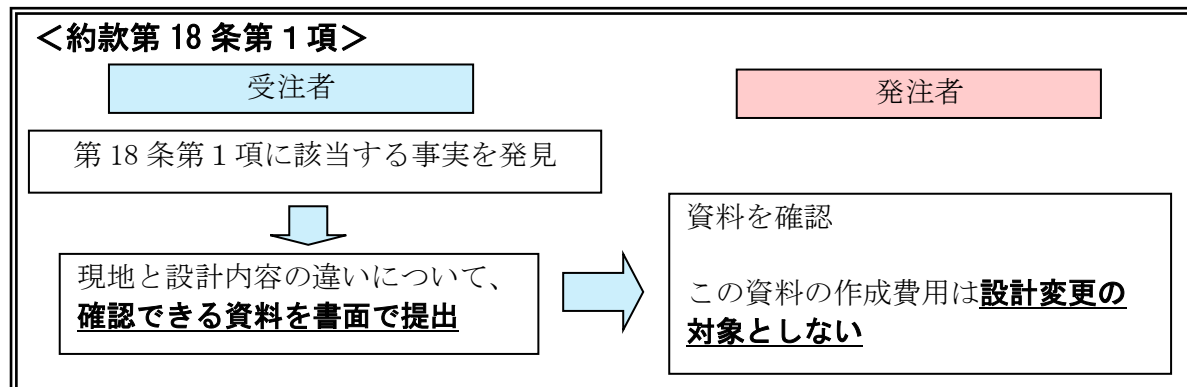
(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

8 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計に「約款第 18 条第 1 項」に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

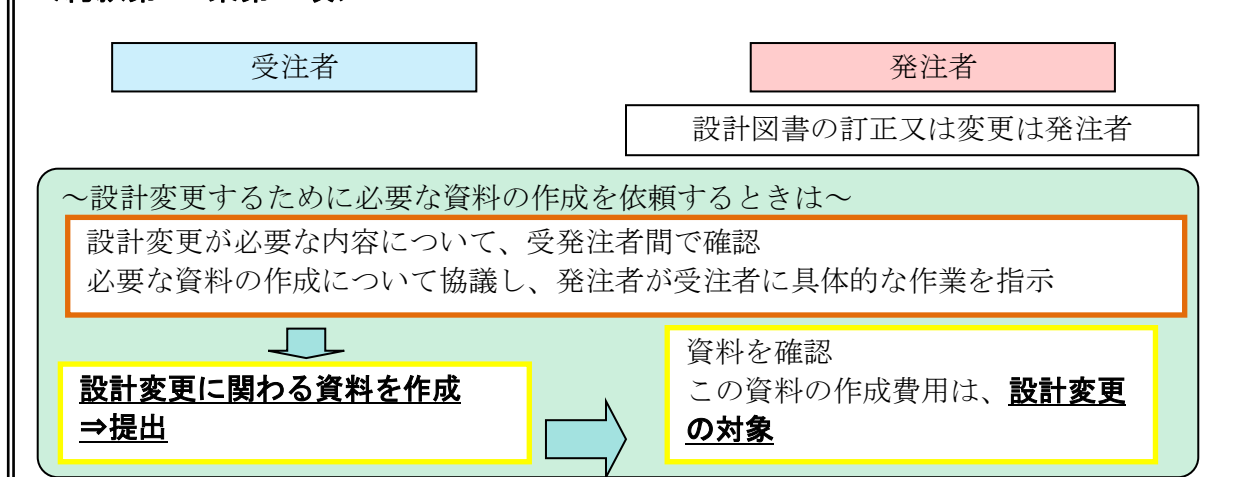


(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成は、約款第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、積算基準に規定される「技術管理上必要な資料の作成」を行うものとして、受注者に資料の作成を依頼する場合は、以下の手続きによるものとする。なお、**出来形管理のための図面作成は受注者が行うものである**、この場合の図面作成に要する費用は、共通仮設費率計上分に含まれている。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な場合については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について合意を図った後、発注者が、具体的な指示を書面により行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ **書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。**
- ⑤ 設計変更に関わる資料の作成に伴う増加費用の算定は、見積りによる。なお、人工は土木一般世話役相当とし、技術管理費の積上げで計上する。

<約款第 18 条第 4 項>



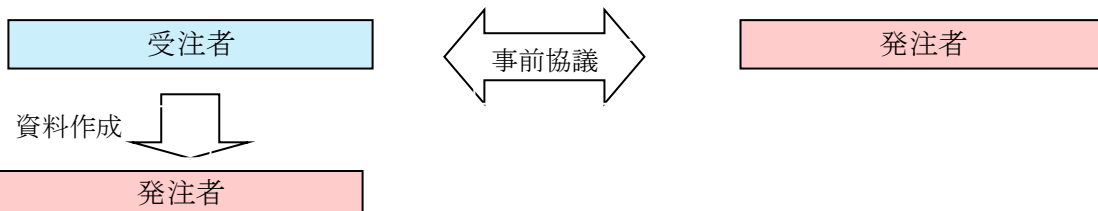
＜「設計変更に必要な資料の作成」に関する留意事項＞

前頁 17. (2) の規定は、設計変更の一層の円滑を図る観点から、以下の 3 つの条件を付してやむを得ない場合のみ受注者へ設計図書の訂正又は変更に係る資料の作成を指示できるとしたものであることに留意する必要がある。

○ 適用条件

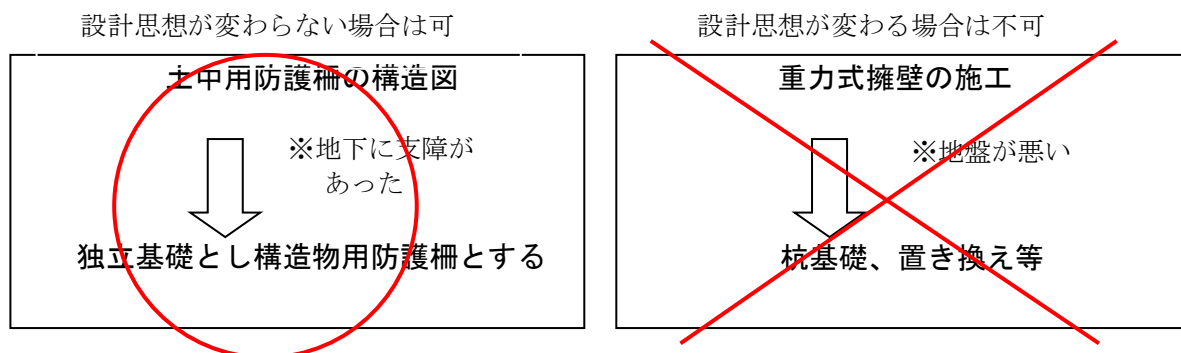
①

設計図書の修正とりまとめ作業を受注者が実施することについて、受発注者間で事前に合意（作業期間を含む）が得られていること。



②

設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式等、基本的根幹について設計思想が変わらないこと。



※「当初の設計思想が変わらないこと」とは、受注者で機械的に修正できる事項は依頼しても良いが、修正する方法が複数存在する場合のように発注者が何らかの判断すべき余地がある場合は適用できないとしたものである。

③

出来形管理の取りまとめ時期等から、受注者以外ではとりまとめが困難と認められる場合

	工事着手						工期末
路体盛土工							
路床盛土工							
擁壁工							
重力式擁壁							
補強土壁工							
						出来形検測 とりまとめ	

※出来形管理は受注者が行うものであるが、工事完成間際に行う工種は、出来形管理の時期が、設計変更とりまとめの時期よりも遅くなることがある。この場合、設計変更とりまとめが、受注者以外ではできないことが多々ある事情から、このような条件を付したものである。



①～③の 3 つの条件を全て満たす場合のみ、受注者へ図面修正・数量計算書の作成を依頼することができるものとする。

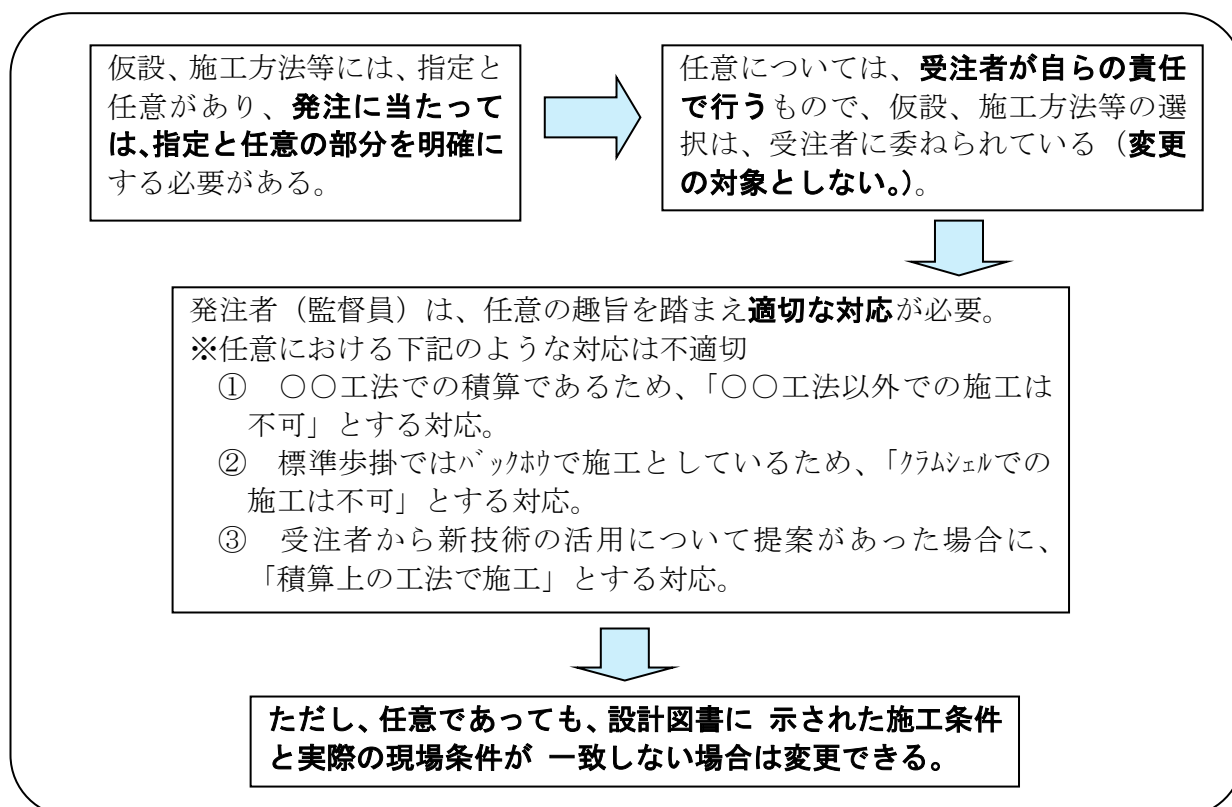
9 関連事項

◆ 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 1 任意の仮設・施工方法については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行う。**
- 2 任意の仮設・施工方法については、その仮設・施工方法に変更がある場合においても、**原則として設計変更の対象としない。**

ただし、指定・任意とも**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象とする。**



◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

項目	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

◆ 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながることになる。

【入札前】

・入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札に参加しなければならない。この場合において仕様書、設計書、図面等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる
(建設工事等競争契約入札心得 第5条（入札の基本的事項）)

【契約後】

・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの責任により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等)

10 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明 示 事 項
A. 契約関係	1. 最低制限価格を設定する工事の場合は、その該当の有無を明示 2. 低入札価格調査対象工事の場合は、その該当の有無を明示 3. 低入札工事において、配置する補助技術者の資格を明示
B. 工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
C. 用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 5. 立木伐採を行う場合は、その場所、範囲及び処理方法
D. 環境対策関係	1. 工事に伴う環境対策(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等) 4. 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容
E. 安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制約がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通規制を実施する場合は、規制の内容 5. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 6. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 7. 高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合は、その内容

明示項目	明 示 事 項
F. 工事用道路関係	- 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 - 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合はその経路、期間、時間帯等 - 搬入、搬出路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合はその処置内容 - 仮設道路を設置する場合 - 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 - 仮設道路の設置期間及び工事終了後の処置（存置又は撤去） - 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容
G. 仮設関係	- 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 - 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及び施工範囲 - 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容 - 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
H. 建設副産物関係	- 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 - 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 - 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は 終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
I. 工事支障物件等	- 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、協議の進捗状況、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 - 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
J. 薬液注入関係	- 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 - 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容
K. その他	- 中間検査の対象工事である場合は、対象となる工種、項目、時期等 - 材料検査の対象工事である場合は、対象となる材料、時期 - 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 - 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 - 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 - 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 - 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 - 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 - 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 - 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 - 予定価格 1 千万円以上の工事の場合は、契約後 V E 提案対象工事への該当の有無を明示 - 共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合は、その内容 - 施工管理基準に記載のない施工管理（出来型、品質、写真管理）を指定する場合は、その内容 - 景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合は、その内容

11 設計図書の照査について

◆約款、共通仕様書において、設計図書の照査は受注者の責務である。

約款第18条（条件変更等）

第1項

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書

第1編共通編

第1章総則 第1節総則

1-1-3 設計図書の照査等

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書の照査**を行い、**該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**なお、**確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。**また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

◆設計図書の照査の範囲

●共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

- ① 現場地形図・・・・・・・・・・実測横断図
設計図との対比図・・・・・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図
取合い図・・・・・・・・・・当初設計への既設構造物の追記
施工図・・・・・・・・・・実施工程上問題となる施工資料
- ② 更なる追加資料は、現地の事実が確認できない場合に限り要求できるものとする。
 - 注1) 更なる追加資料とは、前頁「更に詳細な説明又は書面の追加」を指す。
 - 注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して**新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない**。受注者の資料に対して**更なる比較設計や構造計算等の検討は、発注者の責務において実施**するものとする。

◆受注者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

受注者は、約款及び共通仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には「設計図書の照査ガイドライン」の照査の項目を実施する。

また、その他の工種についても、準拠できるものがあれば、発注者と受注者において協議し、運用できるものとする。

◆「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。なお、「設計図書の照査」の範囲を超えるものの例示は P16 のとおり。

Ⅱ 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用

(1) 工事の現状及び課題

一部の建築工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や 天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合があります。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要です。

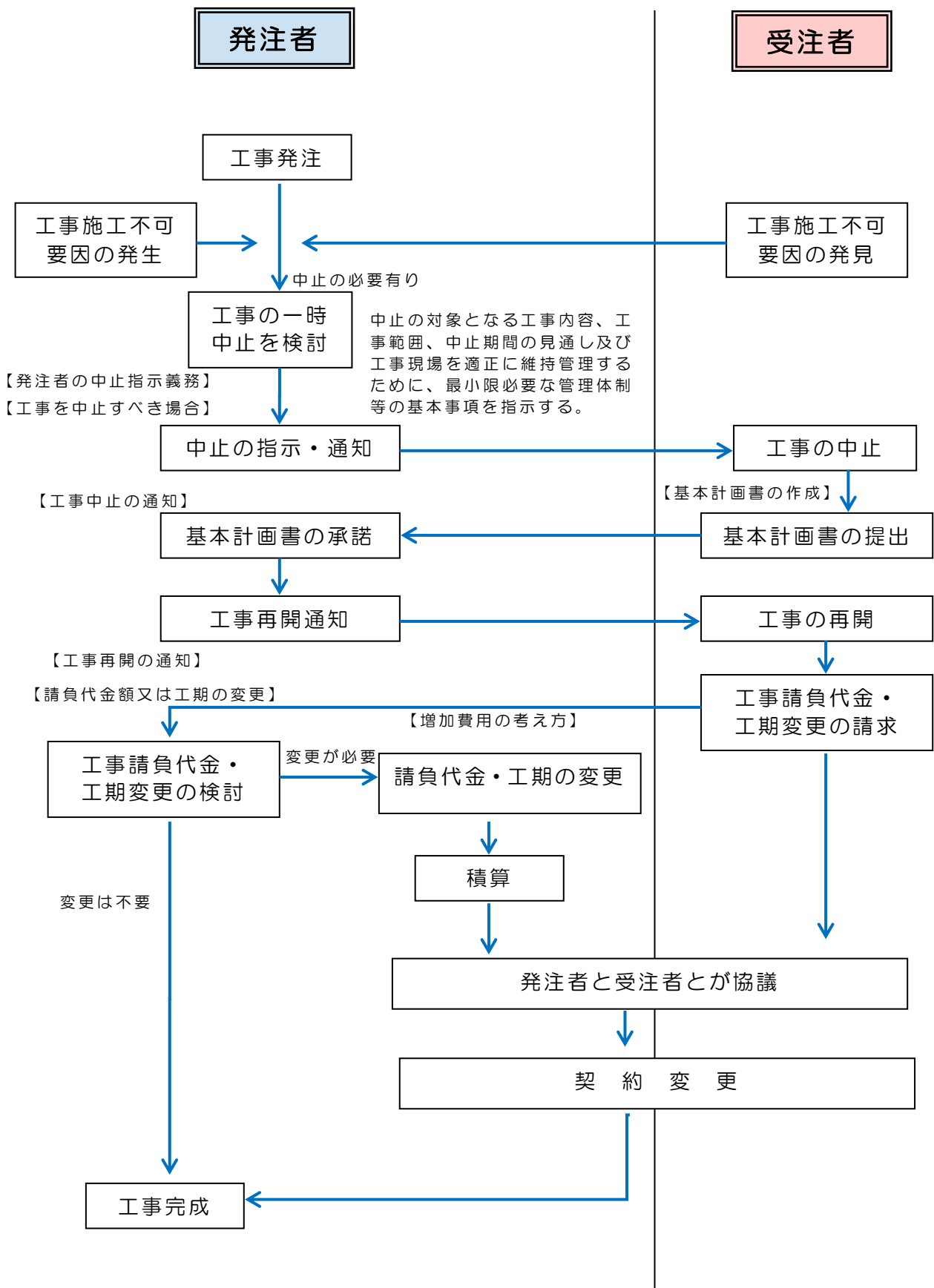
(2) 工事一時中止のガイドラインの策定

発注者は、袋井市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工できなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。

(3) 適用

本ガイドラインは、袋井市が発注する建設工事に適用します。

2 工事の一時中止に係る基本フロー

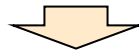


3 発注者の中止指示義務

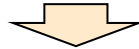
【約款第 20 条第 1 項】

(略)受注者の責めに帰することができない事由により、(中略)受注者が工事を施工できないと認めるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者は、工事施工をする意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。このような場合、発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなります。



また、約款第 16 条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、約款第 18 条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連する為、工事の中止については、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要があります。



これらにより、発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額を適正に確保する必要があります。

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおりです。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間です。
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

【監理技術者制度運用マニュアルより：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、約款第50条第1項第2号に準拠して「工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えた」場合を目安とします。

4 工事の中止

工事の中止を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

【約款第 20 条第 1 項】

工事用地等の確保ができない等のため、(中略)受注者が工事を施工できないと認めるとき (略)

(具体例)

- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合等
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の受注者の倒産等により施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合

【約款第 20 条第 1 項】

(略) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象 (以下「天災等」という。) であって、受注者の責めに帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認めるとき

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではありません。

(具体例)

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合
- 新興感染症の感染拡大防止のため、国等から事業休止要請が出された場合

- ☆ 上記 2 つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。

【約款第20条第 2 項】

5 中止の指示・通知

【約款第 20 条第 2 項】

発注者は、(中略)、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(1) 発注者の中止権

- ・発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができます。
※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期については、発注者の判断となります。
- ・発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られます。

(2) 工事の中止期間

- ・受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することになりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いと思われます。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決に、どのくらい時間を要するのか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。
- ・発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければなりません。
- ・これらの事から、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時までとなります。

- ☆ 発注者は、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を受注者に指示することとします。

6 基本計画書の作成

(1) 基本計画書の作成指示

・工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示します。

※受注者は工事期間中の工事現場の管理を「善良な管理者の注意」をもって行います。

(「善良な管理者の注意」とは「職業や専門家としての能力、社会的地位などから通常期待される注意義務のこと」をいいます。)

※受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

※実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととします。

(2) 基本計画書の記載内容

- ・中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び機械器具等の確認に関すること
- ・中止に伴う受注者側の工事現場の体制縮小と再開に関すること
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項

☆ 工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」に明記します。

7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

【約款第 20 条第 3 項】

発注者は、(中略)工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金を変更し、(中略)工事の施工の一時中止に伴う増加費用を(中略)負担しなければならない。

- ☆ 「必要があると認めるとき」とは、客観的に認められる場合を意味します。
- ☆ 中止がごく短期間である場合や、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行います。

(1) 請負代金額の変更

- ・一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

(2) 増加費用の負担

- ・「暴風雨の場合など契約の基礎条件の事業変更」により生じた増加費用や「発注者に過失がある場合」や「事情変更」により生じた損害については発注者が負担します。

※増加費用と損害は区別しないものとします。

(3) 工期の変更

- ・工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当です。
- ・地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあります。
- ・後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能です。

8 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

ア 増加費用の範囲

- ・増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。
- ・増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用であり、受注者の本支店における必要な費用とします。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

- ・中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

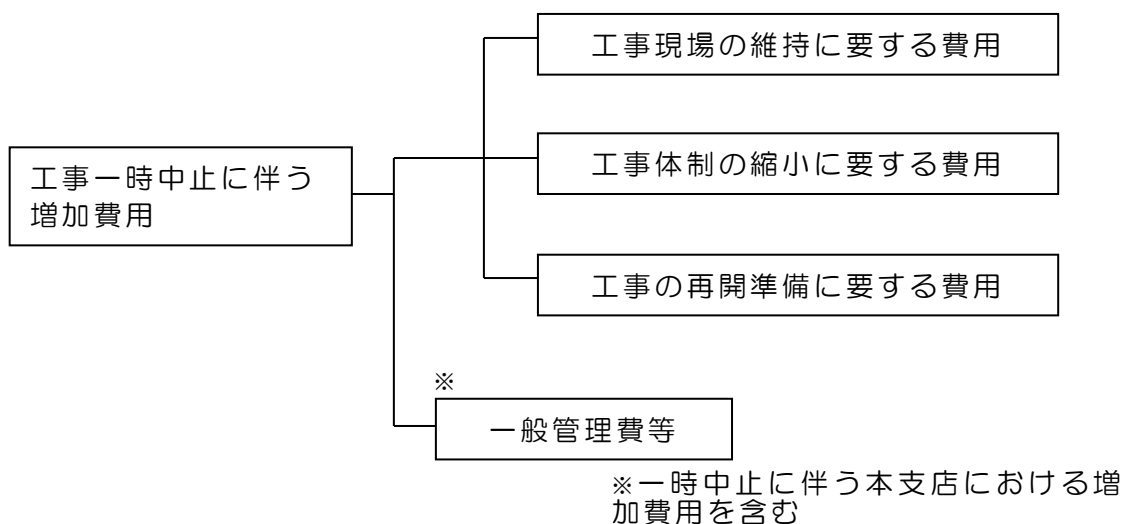
(ウ) 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

イ 増加費用の算定

- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行います。
- ・増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費用の内容について積算します。

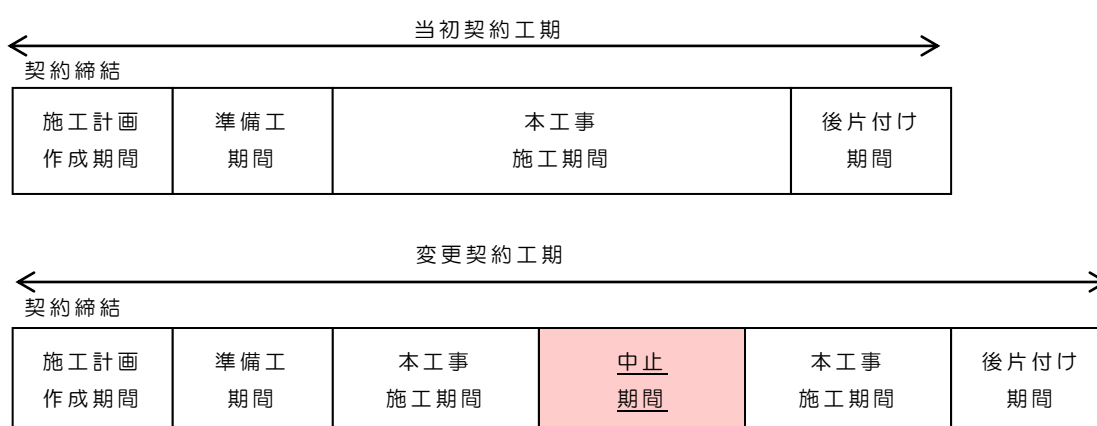
増加費用の構成



ウ 増加費用の積算

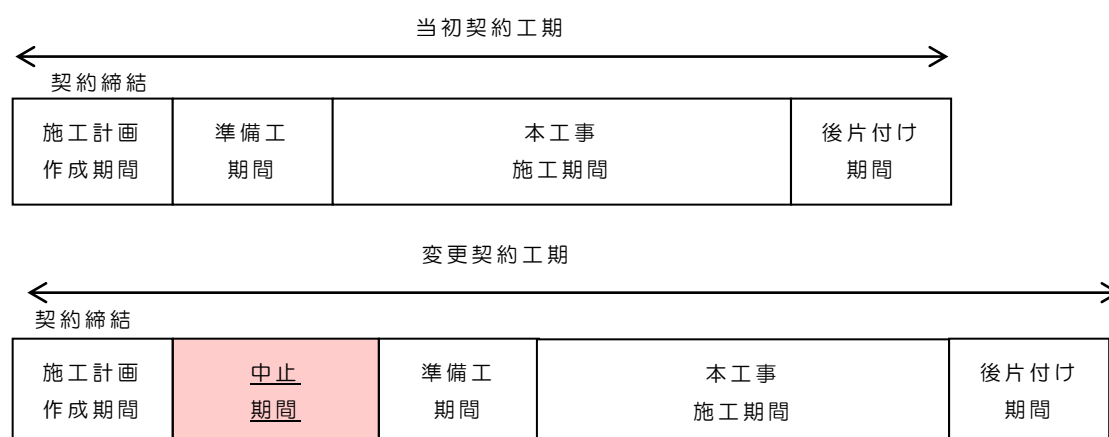
- ・増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い算定します。
- ・見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（例えば中止期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積り）とします。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則として対象とし、施工着手前の費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分調整を行ってください。



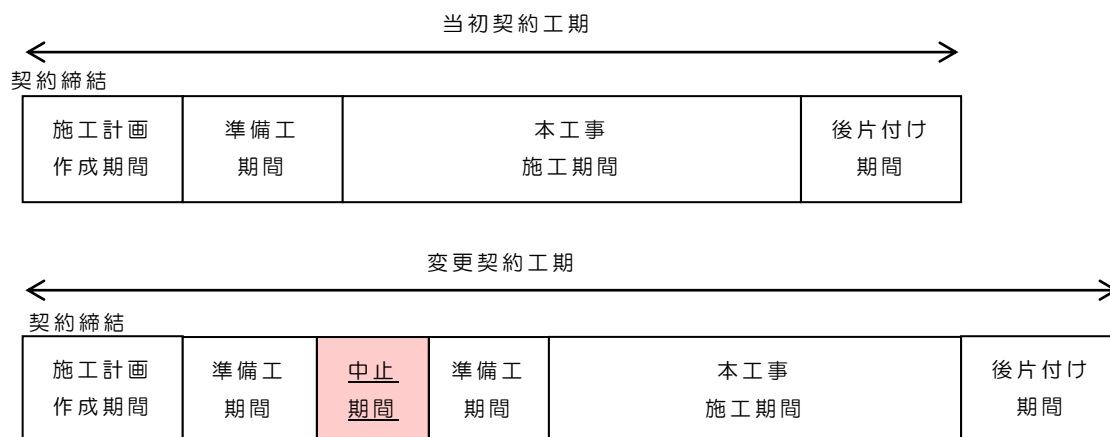
（２）契約後準備着手前に中止した場合

- ・契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備に着手するまでの期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。
- ・一時中止に伴う増加費用は計上しません。



(3) 準備期間に中止した場合

- ・準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。



【増加費用について】

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用します。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の作業手当）等が想定されます。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定します。（積算は受注者から見積りを求めています。）

9 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の内訳書における取扱い

- ・増加分の費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上とします。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

- ・増加分の費用は、受注者の請求があった場合に負担します。
- ・増加分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

Ⅲ 参考資料

(1) 袋井市建設工事請負契約約款（抜粋）

第1条（総則）

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この告示及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この告示に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

第9条（監督員）

- 2 監督員は、この告示の他の条項に定めるもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は、前条第4項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認めるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第20条の2（著しく短い工期の禁止）

発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、当該工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第21条（受注者の請求による工期の延長）

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条（工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 24 条（請求代金額の変更方法等）

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この告示の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合、又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第 26 条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(2) 土木工事共通仕様書（抜粋）

第1編共通編（土木・農林土木）

第1章総則 第1節総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、**共通仕様書**等市販されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督員の**承諾**なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第3編土木工事共通編（土木）

第1章総則 第1節総則

1-1-8 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督員に**提出**しなければならない。
出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

第1編共通編（農林土木）

第1章総則 第1節総則

1-1-23 数量の算出

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土地改良工事数量算出要領（案）、森林整備保全事業設計積算要領及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督員に**提出**しなければならない。
出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、農林土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量で行うものとする。
なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

第3編土木工事共通編（土木）

第1章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。※以下基準省略

第3編土木工事共通編（農林土木）

第1章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。※以下基準省略

（3） 土木工事標準積算基準書 共通仮設費（抜粋）

準備費の積算

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分

- 1) 準備及び後片付けに要する費用
 - イ 着手時の準備費用
 - ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
 - ハ 完成時の後片付け費用
- 2) 調査・測量、丁張等に要する費用
 - イ 工事着手前の基準測量等の費用
 - ロ 縦、横断面図の照査等の費用
 - ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
 - ニ 丁張の設置等の費用

技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
 - ・出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用

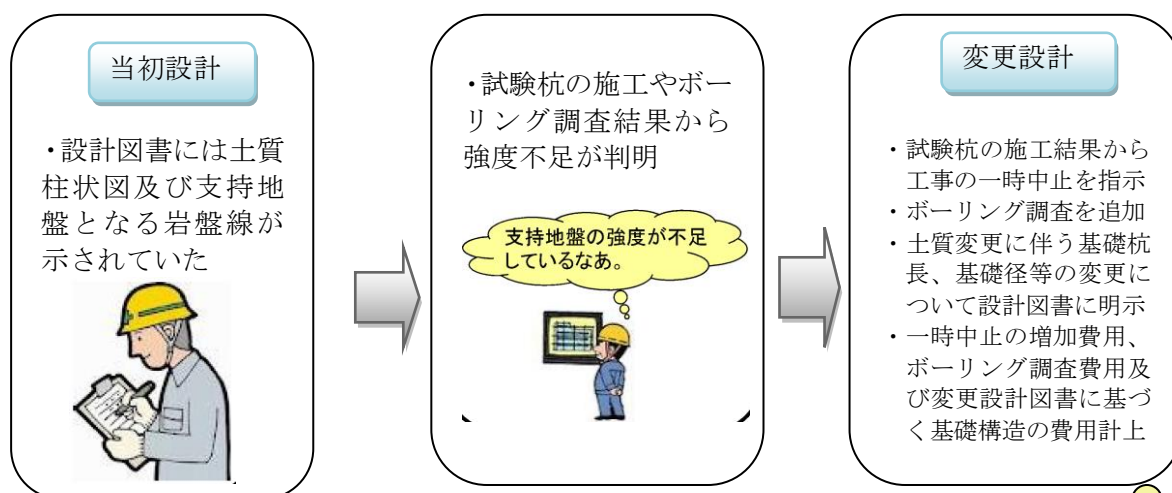
(4) 設計変更事例 (※引用文献:「公共土木工事 設計変更事例集」山海堂)

1) - 1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件



Point

岩盤線推定のためのボーリングは、ジャストポイントで行われているとは限らないので、試験杭で確認することは有効。

1) - 2 工事目的物の追加

変更事例

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件



Point

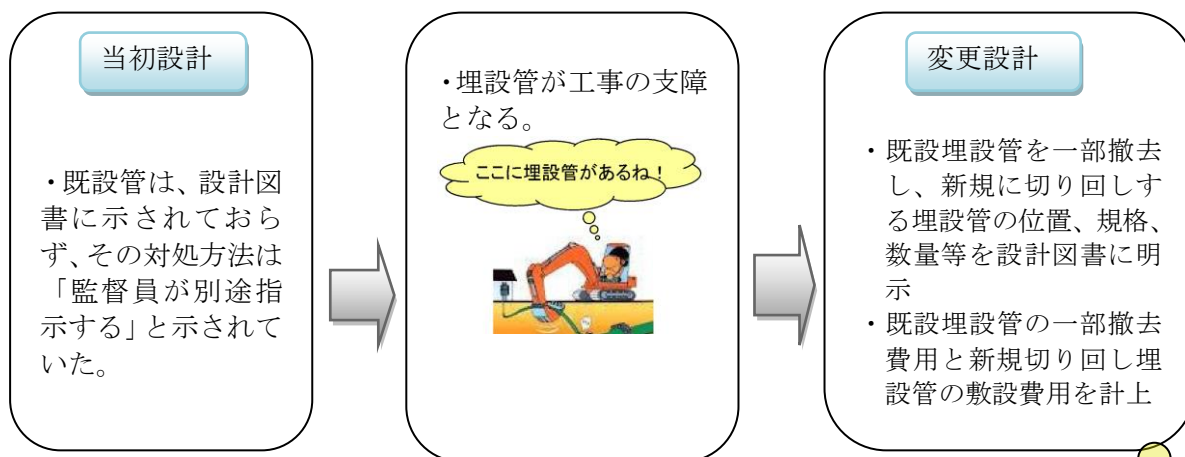
薬液注入量、薬液注入率等については、特記仕様書又は図面等で明確に条件明示する。

2) 工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件



Point

工事に影響する可能性が大きいため、特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。(約款第18条)

3) - 1 施工方法等の変更

変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に、夜間作業に伴う交通整理人の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件



Point

当初の特記仕様書では、作業が昼間を前提としており交通誘導警備員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため、設計変更の対象とする。

3) - 2 施工方法等の変更

変更事例

当初設計では、掘削に当たり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計書には水替えポンプの規模と数量が示されていた
「 ϕ 〇〇×台数を想定しているが、これにより難い場合は監督員と協議」と示されていた。

・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って、水替工のポンプ台数を減じて積算
・ウェルポイントの工法の費用を計上

Point

一般に工事の施工条件は、常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

3) - 3 施工方法等の変更

変更事例

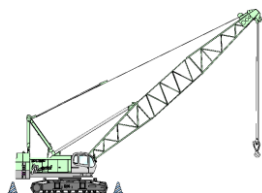
振動発生への懸念があるとの地元要望により、発注者に工法変更の申し入れがあり、工法を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・仮締切の施工については、「打込みを高周波バイブロハンマ、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況により難い場合は監督員と協議する」と示されていた。

・地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

・受注者と協議の上、鋼矢板の打込み、引抜き工法を変更
・特記仕様書に工法変更を明示

Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望が寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用する」との施工の制約を変更特記仕様書等にし、設計変更の対象とする必要がある。

3) - 4 施工方法等の変更

変更事例

工事用道路の振動抑制対策に関する地元要望により、調査の結果、砕石による補修以外の対応が必要と認められるため、敷鉄板の敷設を追加した。

設計での仕様・施工条件



Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や地元から施工上の条件とされている場合の仮設等については、指定仮設として設計図書に示すこととなる。この場合、地元要望に基づき、施工条件の変更であるため、設計変更の対象とする。

4) 工期の変更

変更事例

予想できない河川の増水により護岸基礎の施工が行えず、その後の法覆工施工の所要日数等から工期内の完了が困難となったため、工期延長した。

設計での仕様・施工条件



Point

河川の増水が予想できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工できない水位であることをデータにより示さなければならない。

袋井市財政部財政課契約検査室

〒437-8666 袋井市新屋 1 丁目 1 番地の 1 電話 0538-44-3171